

通信多重化で放射線モニタリング機能を維持 (18道府県)

北海道、青森県、宮城県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、事業者：大阪府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、鹿児島県

I-1 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化



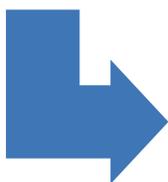
電子式線量計等



①広域イーサネット（主回線）

②衛星回線（バックアップ）

通信の二重化等



I-2 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保

対策名：No.79 モニタリングポストの機能維持に関する緊急対策

事業名：原子力発電施設等緊急時安全対策交付金及び原子力災害対策事業費補助金

ポイント ● 通信の多重化による自然災害時の放射線のモニタリング機能の維持

地域の概要・課題

原子力災害対策指針に基づき、緊急時の防護措置に関する判断等に必要となる緊急時モニタリングを実施するため、原子力施設周辺の地方自治体において電子式線量計等を整備しています。そのため、自然災害時にもモニタリング機能を維持するための充実・強化が必要となります。

事業の概要

平成30年北海道胆振東部地震による停電及び台風21号等による水害の影響により生じた、原子力事故の緊急時防護措置用等のモニタリングポストの一時停止や伝送遅れの不具合の発生を踏まえ、道府県が所有するモニタリングポストの電源及び通信の設備の構成、停電が長期化した場合や浸水した場合の代替設置用モニタリングポストの保有状況等の点検を行いました。その結果、災害時のモニタリング機能の維持に関して課題があることが判明しました。これを踏まえ、電子式線量計の多様な通信手段の確保等により、自然災害時のモニタリング機能の維持に必要な通信の多重化等の対応方策を実施しています。2021年3月（一部、2021年10月）に完了の予定です。

【見込まれる効果】

電子式線量計等の測定データ伝送の予備回線を導入することで、通信の多重化を実施し、自然災害時のモニタリング機能を維持します。

I-3 避難行動に必要な情報等の確保